（昆布盛地区）
次のア点からエ点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面
ア点　北緯四十三度十三分五十秒二八二四　東経百四十五度三十二分五十五秒六四九二
イ点　北緯四十三度十三分三十四秒三六一五　東経百四十五度三十三分二十三秒六二五一
ウ点　北緯四十三度十三分〇九秒五六〇七　東経百四十五度三十三分三十五秒三七一三
エ点　北緯四十三度十三分〇七秒七六六一　東経百四十五度三十三分二十秒〇五九六

○農林水産省告示第千三百六十五号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第六項及び第十項の規定に基づき、昭和六十三年三月三十一日農林水産省告示第三百八十九号（漁港を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月六日

農林水産大臣　西川　公也

北海道の部サロマ湖の項区域の欄を次のように改める。

（第一湖口地区）
次のア点からエ点までを順次結んだ線、エ点からア点に引いた線及び陸岸により囲まれた海面及びサロマ湖湖水面
ア点　北緯四十四度十一分四十一秒九七〇〇　東経百四十三度四十六分五十秒九一七四
イ点　北緯四十四度十一分二十七秒二九七九　東経百四十三度四十七分五十五秒三〇五〇
ウ点　北緯四十四度〇九分五十七秒七三五八　東経百四十三度四十七分十五秒八八三九
エ点　北緯四十四度十分十二秒四〇一五　東経百四十三度四十六分十一秒五二〇一

（第二湖口地区）
次のア点からケ点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面及びサロマ湖湖水面
ア点　北緯四十四度〇八分四十八秒三九三二　東経百四十三度五十五分三十九秒五四九七
イ点　北緯四十四度〇五秒〇八〇七　東経百四十三度五十五分四十七秒四二九〇
ウ点　北緯四十四度〇九分〇二秒七八一六　東経百四十三度五十五分五十六秒七九八九
エ点　北緯四十四度〇八分五十五秒二五一三　東経百四十三度五十五分五十三秒二四二九
オ点　北緯四十四度〇一秒六三〇六　東経百四十三度五十六分〇六秒九七九二
カ点　北緯四十四度〇八分四十三秒〇〇一四　東経百四十三度五十六分〇二秒九〇三一
キ点　北緯四十四度〇八分二十五秒六三八三　東経百四十三度五十五分五十四秒七〇四三
ク点　北緯四十四度〇八分三十三秒五八五五　東経百四十三度五十五分二十二秒三四三〇
ケ点　北緯四十四度〇八分五十秒五一九八　東経百四十三度五十五分三十秒三三六六

（昆布盛地区）
水域の欄に規定するウ点及びエ点並びに次のオ点からキ点までを順次結んだ線、次のキ点並びに同欄に規定するア点及びイ点を順次結んだ線並びに水際線により囲まれた地域
オ点　北緯四十三度十三分四十五秒四六四〇　東経百四十五度三十二分五十二秒七二四七
カ点　北緯四十三度十三分三十六秒五〇九六　東経百四十五度三十二分五十二秒六〇八一
キ点　北緯四十三度十三分十三秒四七七一　東経百四十五度三十二分五十九秒〇七七〇

（第一湖口地区）
水域の欄に規定するイ点からウ点に引いた線及び水際線により囲まれた地域並びに同欄に規定するエ点からア点に引いた線及び水際線により囲まれた地域

（第二湖口地区）
水域の欄に規定するオ点からキ点までを順次結んだ線及び水際線により囲まれた地域並びにク点からケ点に引いた線、ケ点からア点に引いた線及びア点からイ点に引いた線及び水際線により囲まれた地域

○農林水産省告示第千三百六十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年十月六日

農林水産大臣　西川　公也

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十六年九月二十八日　第七十八号
二　登録認定機関の名称及び住所
福島県　福島県福島市杉妻町二番十六号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
福島県
(2)　認定を行う事業所の所在地
福島県郡山市日和田町高倉字下中道百十六番地

○経済産業省告示第二百九号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十六年十月六日

経済産業大臣　小渕　優子

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5215	株式会社オルケス	東京都中央区日本橋本町一丁目九番四号	平成二十六年八月二十七日から平成二十七年八月二十六日まで
5216	株式会社シンガポールファッション	新潟県魚沼市堀之内品袋五十	平成二十六年八月二十七日から平成二十七年八月二十六日まで

○国土交通省告示第九百四十二号

踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項の規定に基づき、保安設備の整備により改良することが必要と認められる踏切道を平成二十六年九月二十四日付けで次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

1．踏切遮断機を設置すべき踏切道

事業者名	線名	踏切道名称
北海道旅客鉄道株式会社	日高線	コマチップ
広島電鉄株式会社	宮島線	草津構内
九州旅客鉄道株式会社	指宿枕崎線	坂之上第２